

令和4年
10月1日
から

組合員貯金の 積立額が3,000万円までになりました

組合員貯金は令和4年10月1日より、積立額が3,000万円までになりました。

積立てや利息の付与等によって3,000万円を超えた金額については、共済組合が超えた月の25日(土・日・祝日の場合は前営業日)に貯金登録口座へ送金します。同時に3,000万円を超えての積立てができなくなりますので、毎月の積立てを中断します。また、賞与の特別積立もできませんのでご注意ください。

払出請求書の提出により3,000万円を下回った場合、再び積立額が3,000万円を超えるまでは積立てることができまので、積立てを希望する場合は再開申込書を共済担当課へ提出してください。

Q 令和4年10月1日時点で3,000万円を超えていましたが、10月分で払出請求書を提出したことにより3,000万円を下回った場合、10月は積立てることができますか。

A **積立てできません。** 令和4年10月1日時点で3,000万円を超えている場合、10月は共済組合が中断を行います。したがって、10月は積立てることができません。

令和4年 10月1日時点で 3,000万円を超えて いた場合	10月1日			
	10月1日	10月21日	10月25日	11月21日
積立額		中断※1		中断※2
組合員の払出額			100万円	
共済組合の払出し			払出しなし	
残高	3,010万円	3,010万円	2,910万円	2,910万円

※1 共済組合が中断を行います、対象者には事前にお知らせします。 ※2 10月は共済組合が中断を行ったため、11月以降は再開申込書を提出すれば積立可能になります。

Q 毎月の積立てで令和4年10月に3,000万円を超えてしまいましたが、3,000万円を超えた同月に払出請求書を提出したことにより3,000万円を下回った場合、中断になりますか。

A **中断になりません。** 令和4年10月の積立てで3,000万円を超えた場合でも、同月の10月に払出請求書の提出により3,000万円を下回った場合は中断されませんので、翌月も積立てることができます。

令和4年 10月1日時点で 3,000万円を超えて いない場合	10月1日			
	10月1日	10月21日	10月25日	11月21日
積立額		20万円		20万円
組合員の払出額			100万円	
共済組合の払出し			払出しなし	
残高	2,995万円	3,015万円	2,915万円	2,935万円

積立額が3,000万円を超え、共済組合が払出をした場合、右のような「送金通知書」を送付します。

「送金通知書」
イメージ

貯金送金通知書		年月日作成	
(所属所名)		一部払出	払出後残高
(氏名)			
下記のとおり の一部払出金を送金しますのでお知らせします。			
送金額	円	送金日	年月日
送金先	銀行名		
	支店名		
	預金種目	口座番号	
	口座名義人		
(所属所)	(証番号)	(部課番)	

《預入限度額を超えた貯金の送金のお知らせ》

- ・貯金残高が3,000万円を超えましたので、3,000万円となるように当組合で払出を行いました。送金額、送金日及び送金先をお確かめください。
- ・貯金残高が3,000万円に到達したことにより毎月の積立てができなくなりますので、当組合で積立ての中断を行います。また、賞与の特別積立もできませんので、予めご了承ください。
- ・払出の請求により貯金残高が3,000万円を下回った場合、再び3,000万円になるまでは積立てることができますので、積立てを希望する場合は再開申込書を共済担当課へ提出してください。



この記事についてのお問い合わせ

経理課 TEL 052-951-5217